

e-Tax ソフトによる
「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』
の実施状況等報告書」作成マニュアル

令和4年3月
福岡国税局

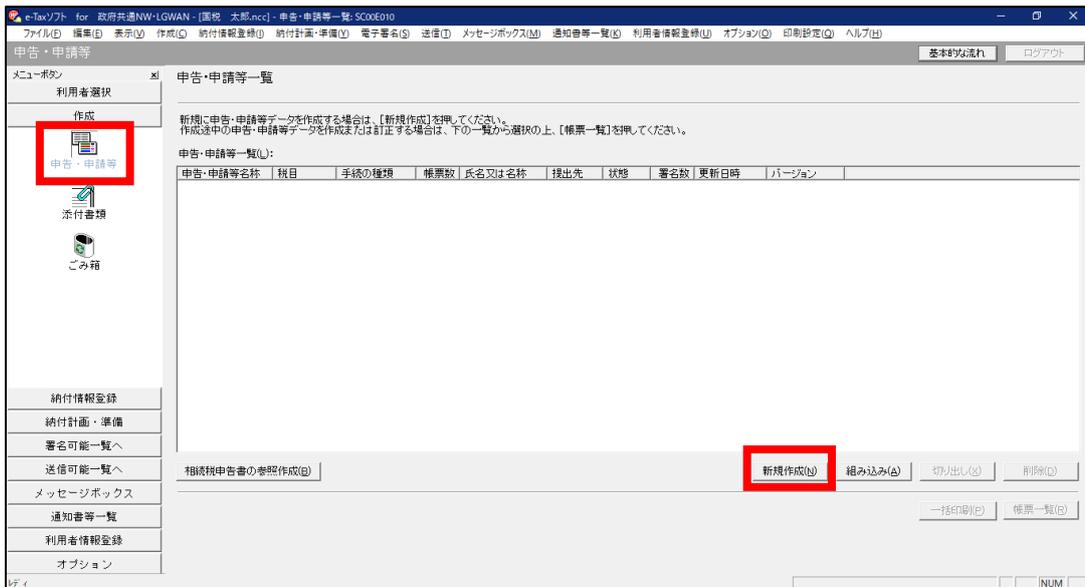
《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

このマニュアルでは、e-Tax ソフトにおける「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の作成について説明しています。

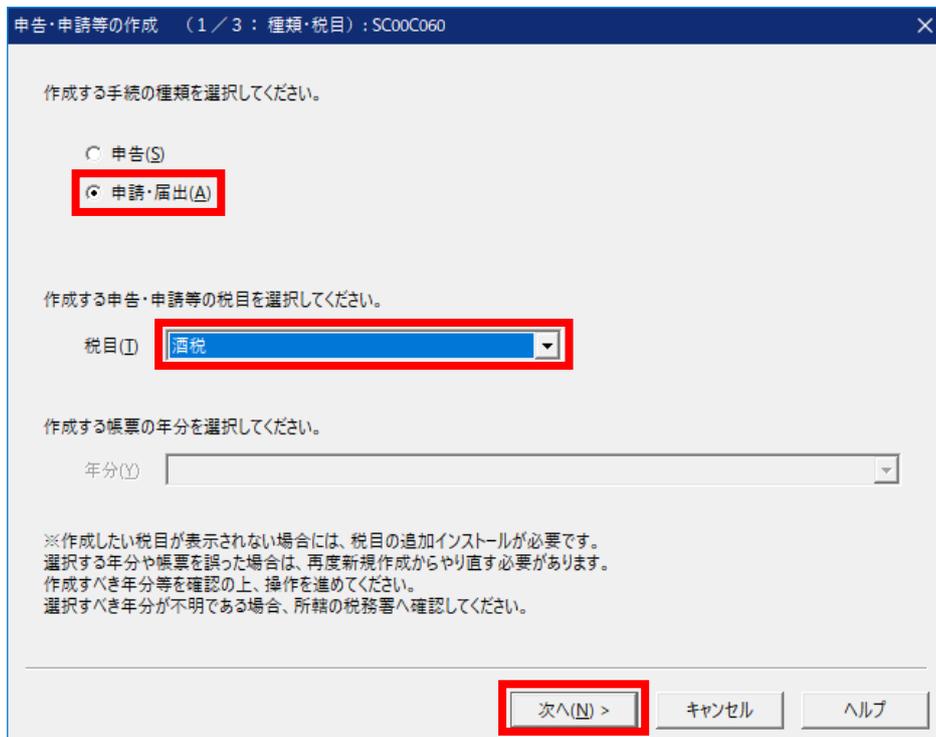
e-Tax に関して、詳しくは [e-Tax ホームページ \(https://www.e-tax.nta.go.jp\)](https://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

1 e-Tax ソフトを起動します。

左メニュー「作成」から「申告・申請等」をクリックし、「申告・申請等一覧」画面で、**新規作成**をクリックします。

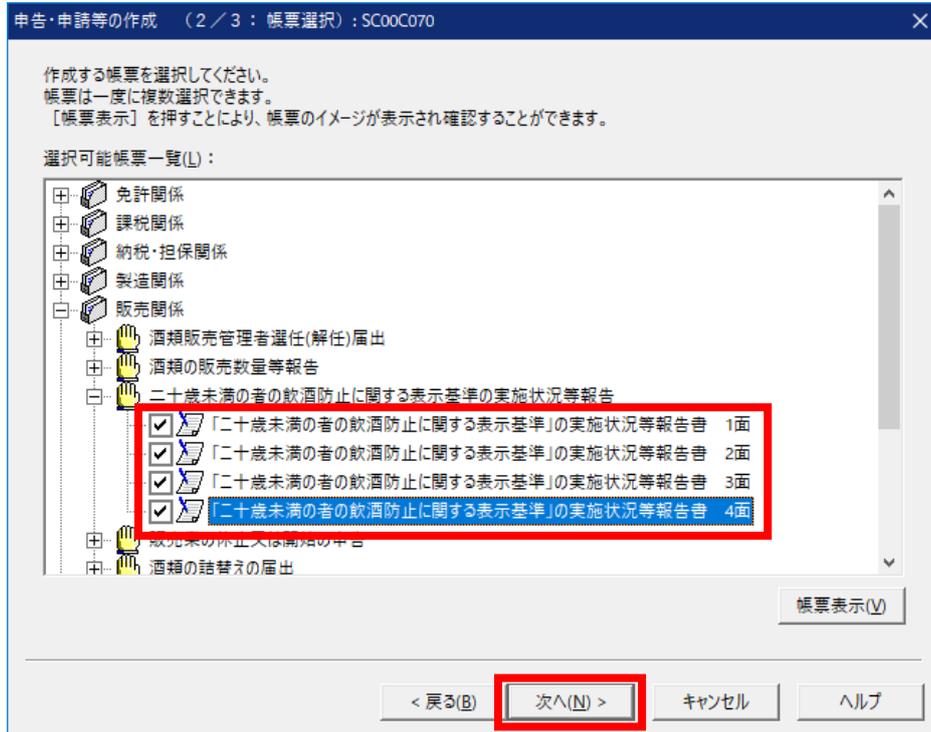


2 「申請・届出」にチェックを入れ、税目：「酒税」を選択し、**次へ**をクリックします。

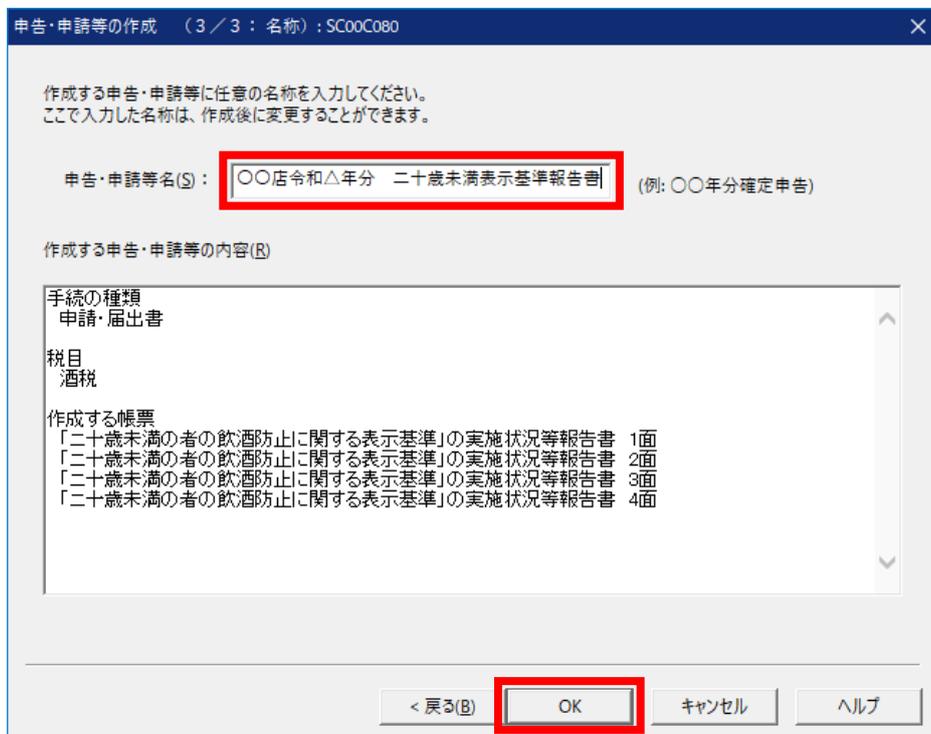


《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

- 3 「選択可能帳票一覧」より、「販売関係」から「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告」を選択し、報告書1面から4面までの全てにチェックを入れ、**次へ>**をクリックします。



- 4 「申告・申請等名：」に任意の名称を入力し、**OK**をクリックします。
例：「〇〇店令和△年分 二十歳未満表示基準報告書」



5 「申告・申請等基本情報」画面の各欄に、基本情報を入力します。

「（必須）」の表示がない項目については、入力は任意です。

マイナンバーカードの読み取りから、マイナンバーカードの情報を読み取ると、事業者の情報が転記されます。

(1) 「提出先税務署：」の**提出先設定**をクリックします。

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を押した場合には、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

利用者識別番号(必須): [1111] [1111] [1111] [1155]

提出先税務署(必須): [] **提出先設定**

追加提出先税務署: [] [提出先追加] [提出先取消]

提出年月日: [令和] [] 年 [] 月 [] 日

複数利用者設定: [複数利用者設定]

申告の種類(必須): []

年分(必須): [令和] [] 年

事業年度(自)(必須): [令和] [] 年 [] 月 [] 日

事業年度(至)(必須): [令和] [] 年 [] 月 [] 日

課税期間(自)(必須): [令和] [] 年 [] 月 [] 日

課税期間(至)(必須): [] [] 年 [] 月 [] 日

OK キャンセル ヘルプ(H)

(2) 「組織区分：税務署」を選択し、酒類販売場の所轄署を「都道府県：」、「提出先：」から選択し、**OK**をクリックします。（画面では都道府県：「福岡」、提出先：「博多署」を選択）

提出先の組織区分を選択してください。

組織区分(区): [税務署]

提出先の都道府県を選択してください。

都道府県(県): [福岡]

提出先を選択し、よろしければ[OK]を押してください。

提出先(市): [博多]

OK キャンセル ヘルプ(H)

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

(3) 「氏名(カナ):」から、「世帯主の続柄:」まで、報告者(免許者)の情報を入力します。

※ 以下の画面イメージでは、個人事業主の場合の入力例を掲載しています。

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を併した場合には、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

氏名(カナ):

氏名(必須):

納税地: -

住所(カナ):

住所(必須):

電話番号: - -

生年月日: 年 月 日

性別:

職業:

屋号・雅号(カナ):

屋号・雅号:

世帯主の氏名:

マイナンバーカードの読み取り(B)

OK キャンセル ヘルプ(H)

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を併した場合には、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

住所(カナ):

住所(必須):

電話番号: - -

生年月日: 年 月 日

性別:

職業:

屋号・雅号(カナ):

屋号・雅号:

世帯主の氏名:

世帯主との続柄:

経理責任者名:

マイナンバーカードの読み取り(B)

還付先金融機関: 振込み先は、申告・申請等を行う本人が名義の口座にしてください。

OK キャンセル ヘルプ(H)

報告書の作成を担当された方(報告書の内容に関してのお問い合わせに対応できる方)のお名前を入力してください。

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

- (4) 「製造場等：」の各欄に、酒類販売場の店舗名・所在地・電話番号を入力します。
各欄の入力が完了したら、**OK**をクリックします。

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーライクにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を押した場合には、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

マイナンバーカードの読み取り(R)

税理士等： 利用者識別番号： [][][][]

氏名又は名称(カナ)： []

氏名又は名称： []

郵便番号： [] - []

住所： []

電話番号： [] - [] - []

製造場等： 名称(カナ)： ●●サケテン ハカダエキマエテン

名称： ●●酒店 博多駅前店

郵便番号： 812 - 0011

所在地： 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目●番●号

電話番号： 092 - 0000 - 0000

OK キャンセル ヘルプ(H)

- 6** 「帳票一覧」画面から、入力したい帳票（1面から4面）を選択し、**帳票編集**をクリックします（帳票名をダブルクリックしても可能です。）。
- ※ **基本情報変更**をクリックすると、「申告・申請等基本情報」画面が再度表示され、変更・訂正が可能です。

e-Taxソフト for 政府共通NW-LGWAN - [国税 大野.ncc] - 帳票一覧: SC00E020

申告・申請等

帳票一覧 [〇〇店令和△年分 二十歳未満表示基準報告書]

編集する帳票を選択の上、「帳票編集」を押してください。
財務諸表、勘定科目内訳明細書または法人税申告書別表(明細記載を要する部分)を組み込む場合は、「財務諸表等の組み込み」を押してください。

帳票名	状態	更新日時	バージョン
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の实施状況等報告書	1面 作成中	2021-12-14 11:58:35	1.0
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の实施状況等報告書	2面 作成中	2021-12-14 11:58:35	9.0
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の实施状況等報告書	3面 作成中	2021-12-14 11:58:35	7.0
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の实施状況等報告書	4面 作成中	2021-12-14 11:58:35	5.0

基本情報変更(B) 添付書類追加(P) 財務諸表等の組み込み(O) 帳票追加(A) 帳票削除(D)

申告・申請等一覧(B) **帳票編集(E)**

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

7 帳票編集画面で、必要事項を入力していきます。

(1面) 101 欄：店舗の延面積（百貨店のテナント等の場合、自己の占有面積）

102 欄：101 欄の面積のうち、酒類売場の面積

103 欄：該当する免許条件を選択

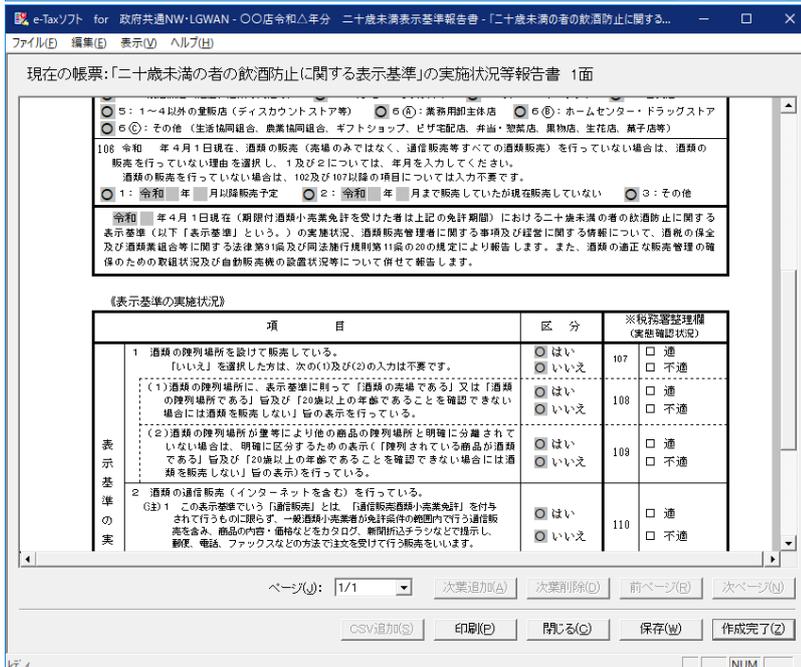
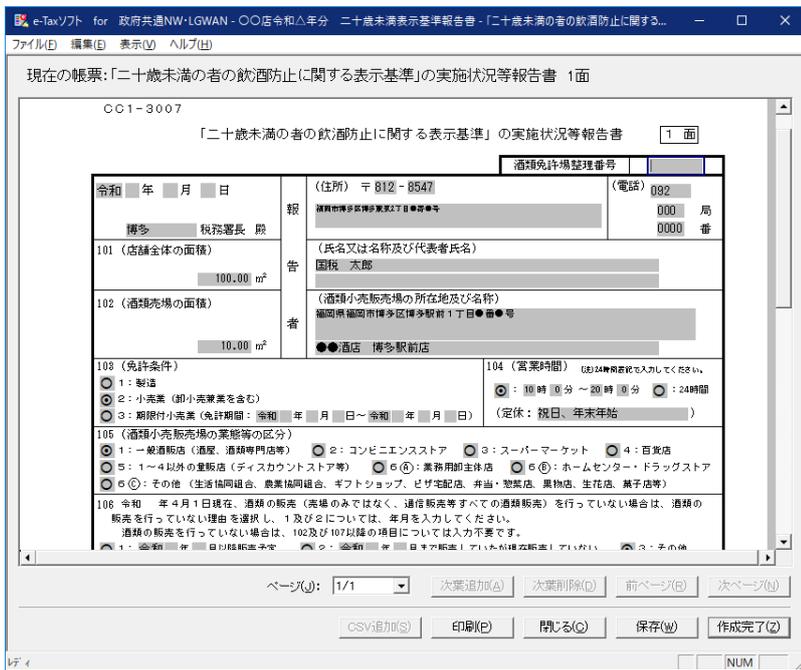
104 欄：営業時間及び定休日を入力

105 欄：該当する業態を選択

106 欄：令和〇年4月1日現在、酒類販売を行っていない場合に、該当する項目を選択（該当しない場合は選択不要）

106 下欄：提出年を入力

107～114 各欄：各項目の内容を確認し、「はい」「いいえ」の該当する項目を選択



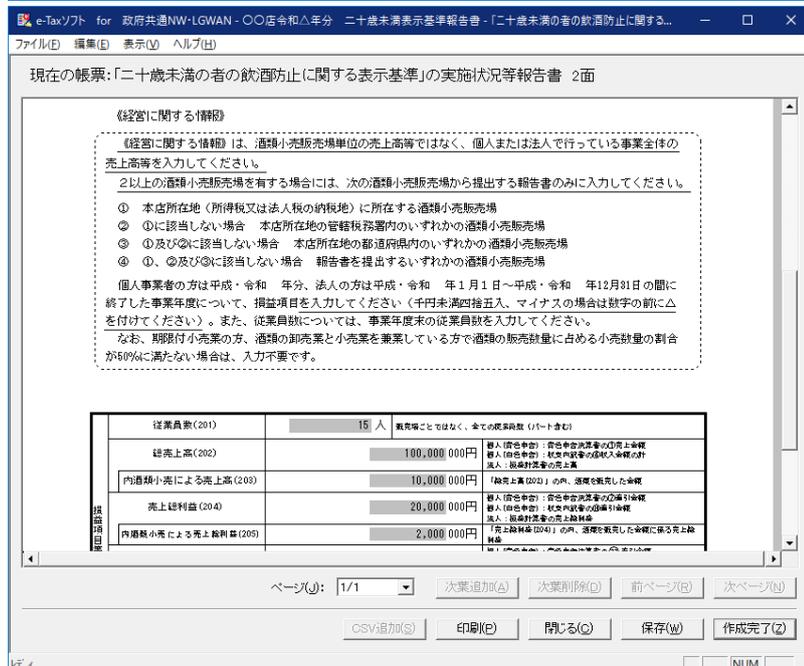
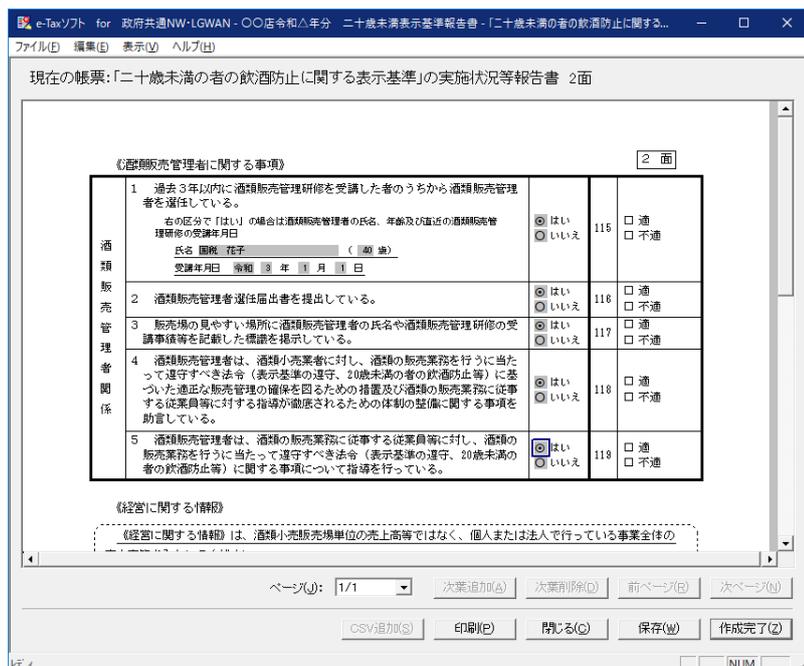
《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

(2面) 115 欄：該当する項目を選択

酒類販売管理者の項目に、酒類販売管理者の氏名・年齢・酒類販売管理研修の受講年月日を入力

116～119 欄：該当する項目を選択

201～209 欄：事業全体の売上高等を入力します。複数の酒類小売販売場を有する場合は、《経営に関する情報》の点線枠内①～④をご確認の上、いずれかの販売場の報告書のみに入力してください。



《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

(3面) 120~128 欄：該当する項目を選択

129 欄：酒類販売管理者に代わる責任者として指名している従業員の人数を入力

下欄には、責任者の氏名・年齢・指名の基準を入力

現在の帳票:「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書 3面

3面

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》※任意入力項目ですが、入力していただくようお願いいたします。

項目	区分	※業務整理欄 (実施確認状況)	
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	120 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	121 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
飲酒運転防止関係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	122 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一斉運動を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	123 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
酒類容器の回収関係	1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	124 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 リターナブルびんの回収を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	125 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	126 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	127 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
適正飲酒	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	128 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

ページ: 1/1 次業追加(A) 次業削除(D) 前ページ(B) 次ページ(N)

CSV追加(S) 印刷(P) 閉じる(C) 保存(W) 作成完了(Z)

現在の帳票:「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書 3面

適正飲酒	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	128 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
------	---	--	---

《酒類販売管理者に代わる責任者の人数》 129 総数: 2 名

《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》

氏名 (年齢)	指名の基準 (注)	氏名 (年齢)	指名の基準 (注)
国税 一郎 (41 歳)	2	国税 二郎 (38 歳)	7
() 歳		() 歳	
() 歳		() 歳	
() 歳		() 歳	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を入力してください。

番号	基準
1	夜間(2時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします)
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることのある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えることに、1名以上の責任者を指名)
4	同一建物内において酒類売場を設置している隣が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合)
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

ページ: 1/1 次業追加(A) 次業削除(D) 前ページ(B) 次ページ(N)

CSV追加(S) 印刷(P) 閉じる(C) 保存(W) 作成完了(Z)

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

(4面) 酒類の自動販売機を設置している場合、自動販売機の設置状況について入力

※ 設置していない場合は入力不要

※ 自動販売機ごとに入力(2台設置している場合、それぞれの自動販売機の状況を2台分入力)

順 号	1	2	3	4	※ 報告書管理欄 (登録確認状況)	
自動販売機の設置年月	令和 2 年 4 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	2	
自動販売機の種類	改良型				3	
自動販売機の設置位置	店外				4	
酒類自動販売機の表示基準の実施状況等	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨を評者の氏名又は名称	酒			5	□ 通 □ 不通
	酒類販売管理者の氏名	酒			6	□ 通 □ 不通
	連絡先の所在地及び電話番号	酒			7	□ 通 □ 不通
	販売停止時期	酒			8	□ 通 □ 不通
酒類自動販売機の表示基準の備考	(1) 販売の予定等を次から選択してください	☑			9	□ 通 □ 不通
	(2) (1)で「☑」又は「□」				10	

8 全ての入力が終わったら、1面から4面の全ての帳票編集画面で**作成完了**をクリックします。

※ **保存**をクリックすると、報告書作成画面を開いたまま、入力内容を保存します。

閉じるをクリックすると、下の画面が表示され、入力内容を保存して画面を閉じるか、保存せずに閉じるかを選択できます。

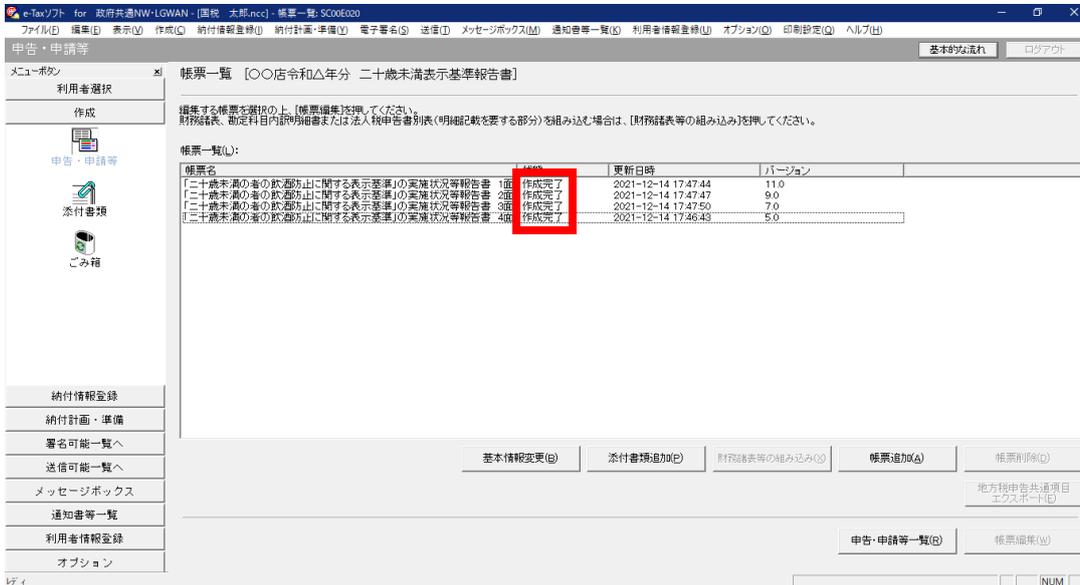
作業を一時中断する際にご活用いただけますが、作成完了時は必ず**作成完了**から画面を閉じてください(作成完了を押した後も、変更・修正は可能です。)

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

9 帳票一覧画面に戻ります。帳票の「状態」欄が「作成完了」となっていることを確認してください。

※ 「作成完了」の状態ではない場合、「電子署名」等の手続きに進めません。

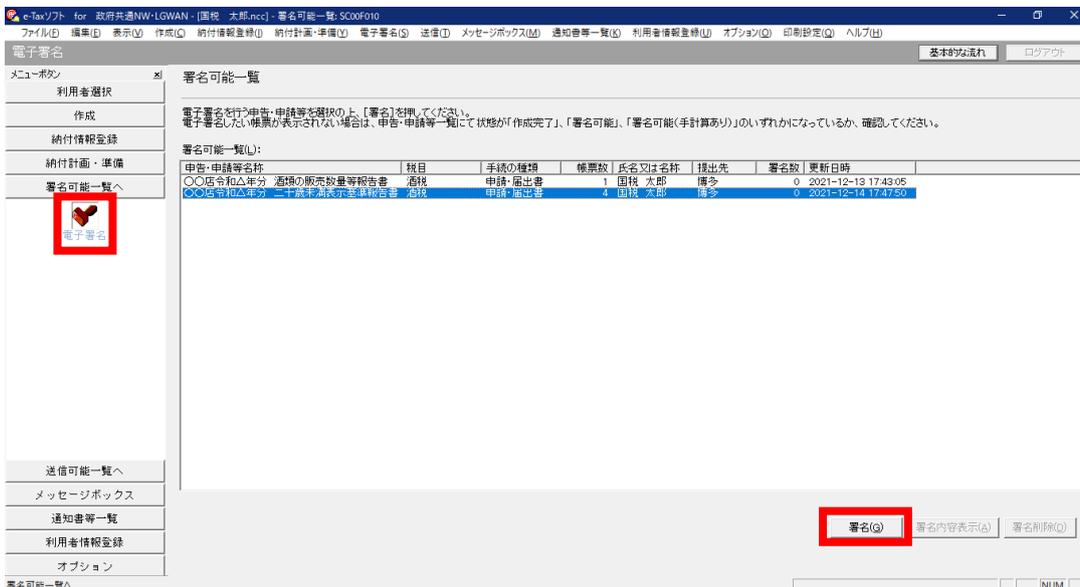
「状態」欄が「作成中」の場合は、一度帳票編集画面を開き、**作成完了**から画面を閉じてください（上記6から8を参照）。



10 左メニュー「署名可能一覧へ」の「電子署名」をクリックします。

「署名可能一覧」画面で、電子署名を付与する報告書を選択し、**署名**をクリックします。

※ 「署名可能一覧」に表示される報告書は複数選択し、まとめて電子署名することも可能です。



《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

- 11** 使用する電子証明書を選択します。以下の画面はマイナンバーカードを使用する場合の流れです。他の電子証明書を使用する場合は、[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)（令和4年1月版・国税庁）をご覧ください。

「ICカードを利用」を選択し、**次へ>**をクリックします。

電子署名 (1 / 3 : メディア選択) : SC00F011

電子証明書のメディアを選択してください。
ICカードを使用する場合は、対象となるICカードをICカードリーダーに挿入の上、
[ICカードを利用]を選択してください。

ICカードを利用(I)

他メディアを利用(Q)

次へ(N) > キャンセル ヘルプ

- 12** マイナンバーカードをICカードリーダーにセットします。
認証局サービス名：「公的個人認証サービス（マイナンバーカード）」を選択し、**次へ>**をクリックします。

電子署名 (2 / 3 : 認証局サービス名) : SC00F013

ICカード発行元の認証局サービス名を選択してください。

認証局サービス名: 公的個人認証サービス (マイナンバーカード)

<戻る(B) 次へ(N) > キャンセル ヘルプ

- 13** 署名用パスワードを入力し、**OK**をクリックします。

個人番号カード ログイン

公的個人認証 署名用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P) *****

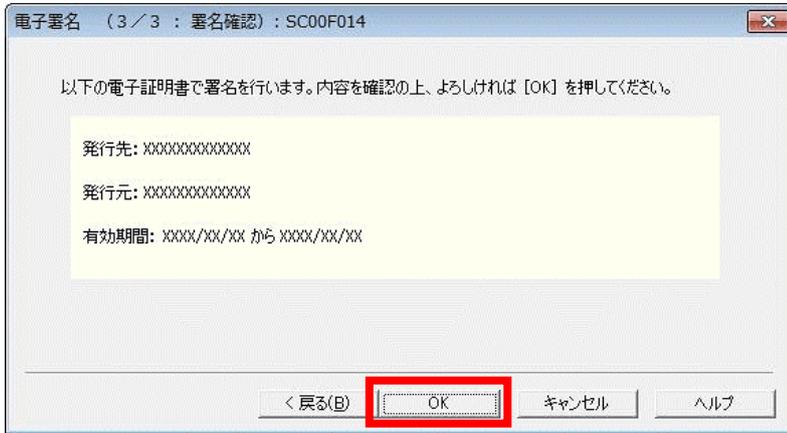
OK キャンセル

署名用パスワードは英数字8桁～16桁（英字と数字両方が必要）です。本パスワードは5回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。
ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

14 表示された電子証明書の内容に間違いがないか、有効期間を経過していないかを確認し、**OK**をクリックします。

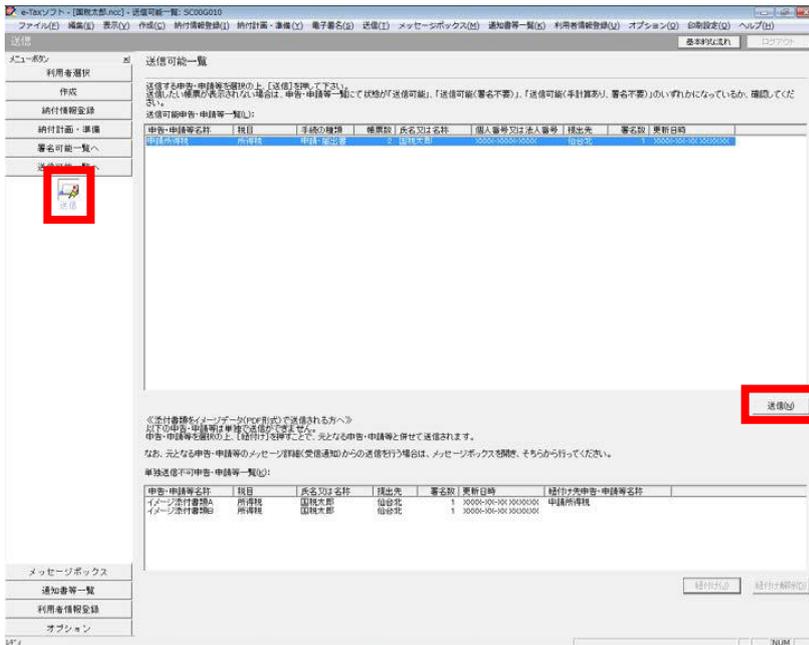
「署名可能一覧」画面に戻ります（上記9を参照）。電子署名を行った報告書について、「署名数」が「1」となっていることを確認してください。



15 左メニュー「送信可能一覧へ」から「送信」を選択します。

「送信可能一覧」画面で、送信する報告書を選択し、**送信**をクリックします。

※ 「送信可能一覧」に表示される報告書は複数選択し、まとめて送信することも可能です。



16 受付システムへのログイン画面が表示されます。(既にログインしている場合は表示されません。) マイナンバーカードによるログインを行う場合、マイナンバーカードをIC カードリーダーにセットし、**OK**をクリックします。

利用者識別番号と暗証番号によるログインを行う場合、暗証番号を入力し、**OK**をクリックします。

受付システムログイン用暗証番号入力: SC00A051

暗証番号の入力

受付システムにログインします。
次のどちらかの方法を選択してください。

マイナンバーカードによるログイン(Y)

マイナンバーカードでe-Taxにログインする方は、マイナンバーカードをICカードリーダーにセットして**OK**をクリックしてください。
マイナンバーカードでe-Taxにログインすると電子証明書の読み込みが行われ、メッセージボックスに格納されている全てのメッセージを閲覧することができます。

利用者識別番号と暗証番号によるログイン(Y)

利用者識別番号(P): 1111 1111 1111 1111

暗証番号(P): *****

暗証番号の入力値を表示する(Y)

OK キャンセル ヘルプ(H)

※暗証番号をお忘れになった場合(受付システムにログインできない場合)

《秘密の質問と答えを登録している場合》
[暗証番号再設定]を押し、秘密の質問と答えをご入力ください。
再設定用パスワードの発行が行われます。
ご登録のメールアドレス宛にURLが記載されたメールが届きますので、URLから再設定用パスワードの入力を行い、暗証番号の再設定を行ってください。

《秘密の質問と答えを登録していない場合》
秘密の質問と答え又はメールアドレスを登録していない方は、変更等届出書を出してください。
後日、税務署から仮の暗証番号が記載された通知書が届きますので、仮の暗証番号でログインを行い、暗証番号の再設定を行ってください。

暗証番号再設定(A)

17 フォルダの選択画面にて受信通知の格納フォルダを選択し、パスワードが必要な場合はフォルダ用パスワードを入力し、**OK**をクリックします。

※ 次回からこの画面を表示させない場合は「次回からこの画面を表示しない」にチェックを行ってください。

フォルダの選択: SC00G090

受信通知の格納先フォルダを選択してください。

表示するフォルダ(P): 共通フォルダ

フォルダ用パスワードを入力してください。

フォルダ用パスワード(P):

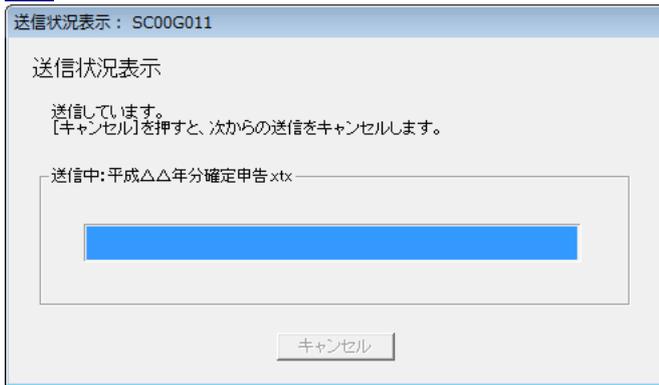
パスワードの入力値を表示する(Y)

次回からこの画面を表示しない(C)

OK キャンセル ヘルプ(H)

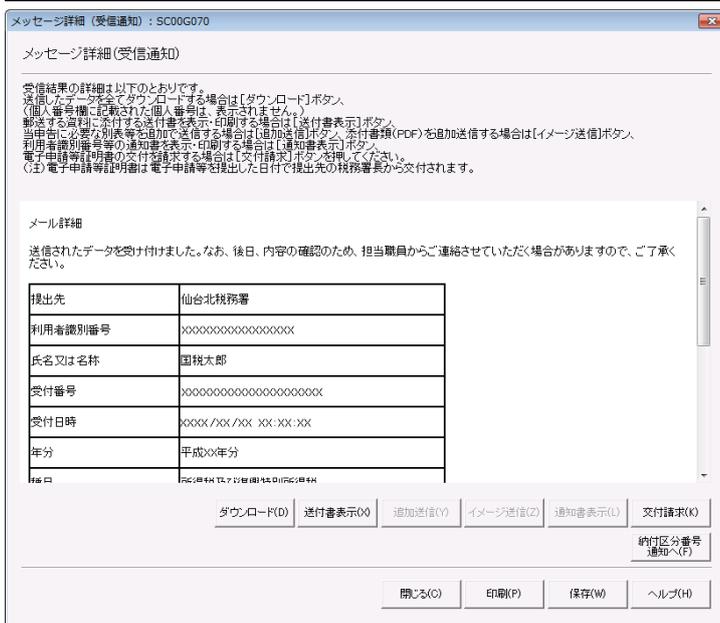
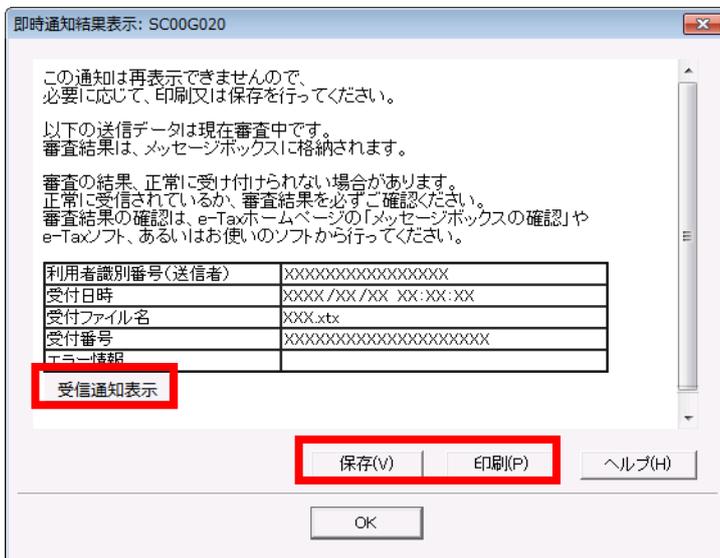
《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

18 報告書の送信が開始され、送信状況が表示されます。



19 送信が完了すると、ダイアログが閉じ、「即時通知結果表示」画面が表示されますので、即時通知結果の内容を確認し、必要に応じて印刷・保存をしてください。

受信通知表示をクリックし、受信通知を確認します。



《e-Tax ソフトによる「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」作成マニュアル》

20 データの受付時にエラーが発生していないか確認します。

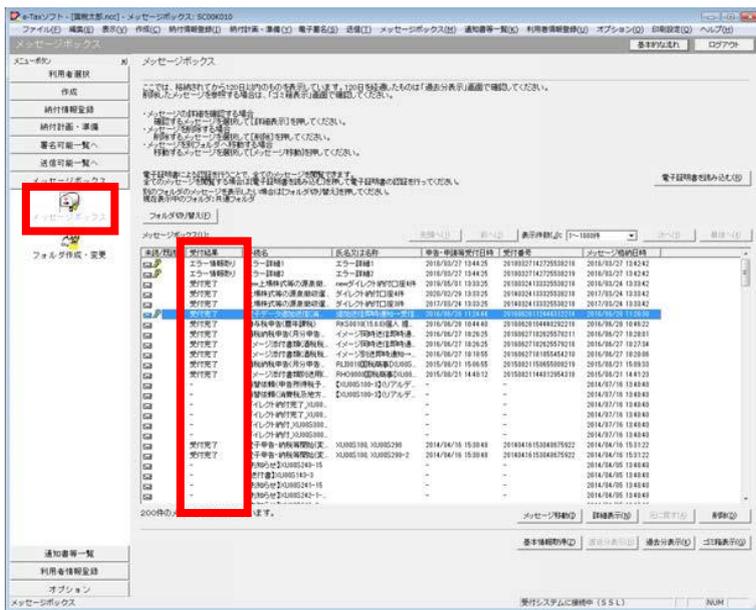
データ送信後、ある程度時間を置いてから、左メニュー「メッセージボックス」から「メッセージボックス」をクリックします。

メッセージボックス内に「エラー情報あり」のメッセージが届いていないか確認してください。

送信した報告書について「受付完了」のメッセージが届いており、エラーメッセージがなければ、有効な報告書が送信されています。

※ エラーメッセージが届いた場合、エラー情報から内容を確認し、修正等を行った上、再度申告・申請等データを送信してください。

※ 個人情報を含むメッセージの閲覧には、電子証明書の認証が必要です。



これで報告書の作成から送信までの一連の流れは終了です。